

## 改正卸売市場法に定めのない遵守事項

事 項		内 容		理 由
1	第三者販売	実績報告	卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。	取引の実態を把握するため
2	円滑なせり・入札の実施	せり売又は入札の方法による卸売の相手方	卸売業者は、市場におけるせり売又は入札の方法による卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。	市場の適切な業務・管理の運営のため
		せり人の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、市場において行う卸売のせり人について市長に届けなければならない。</li> <li>・せり人章を着用しなければならない。</li> </ul>	市場の適切な業務・管理の運営のため
		売買参加者の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、当該卸売業者が行う卸売に参加する者について売買参加者とする場合は、市長に届けなければならない。</li> <li>・売買参加者章を着用しなければならない。</li> </ul>	市場の適切な業務・管理の運営のため
		売買補助参加者の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲卸業者は、当該卸売業者が行う卸売に参加する者について売買補助参加者とする場合は、市長に届けなければならない。</li> <li>・売買補助参加者章を着用しなければならない。</li> </ul>	市場の適切な業務・管理の運営のため
3	直荷引き	実績報告	仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売したときは、市長に報告しなければならない。	取引の実態を把握するため
4	開場期日等	開場期日	次に掲げる日を除き毎日開場するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。）</li> <li>・国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月31日</li> </ul>	市場の適切な業務・管理の運営のため
		開場の時間	開場の時間は、本場及び東部市場にあっては、終日開場するものとし、西部市場にあっては、午前8時30分から午後4時までとする。	市場の適切な業務・管理の運営のため
		臨時休業及び臨時営業の届出	生産、出荷及び消費の事情並びに購買慣習等を勘定した上、休日に開場し、又は休日以外の日に休業日を定めることができる。その場合、市長に届け出なければならない。	市場の適切な業務・管理の運営のため
5	市場での取扱	取扱品目及びその属する部類	市場の取扱品目及びその属する部類は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・青果部（本場・東部） 野菜、果実及びこれらの加工品（漬物を除く。）並びに市長の定めるその他の食料品</li> <li>・水産物部（本場・東部） 生鮮水産物及びこれらの加工品並びに市長の定めるその他の食料品</li> <li>・花き部（東部） 花き</li> <li>・食肉部（西部） 肉類（鳥肉を除く。）及びその加工品</li> </ul>	市場の適切な業務・管理の運営のため

## 改正卸売市場法に定めのない遵守事項

事 項		内 容		理 由
6	衛生上有害な物品等の売買禁止	売買の禁止等	<p>・市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品が市場に搬入されることがないように努める。</p> <p>・卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は衛生上有害な物品等を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p>	市場の適切な業務・管理の運営のため
7	売買取引の原則	売渡票・販売原票の作成等	卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに売渡票及び販売原票を作成しなければならない。	取引の実態を把握するため
8	商物分離	指定保管場所の届出	市長は、市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、市場の周辺の地域における一定の場所を、当該市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することができる。	市場の適切な業務・管理の運営のため
9	仲卸業者の取引実績及び事業報告書の提出	仲卸業者の取引実績の報告	仲卸業者は、当該市場の卸売業者から買い受けた毎月の仕入高を市長に報告しなければならない。	取引の実態を把握するため
		仲卸業者の事業報告書の提出	<p>仲卸業者は、次に掲げる日の翌日から起算して3月を経過する日までに、事業報告書を提出しなければならない。</p> <p>・法人である仲卸業者にあつては、毎事業年度の末日</p> <p>・個人である仲卸業者にあつては、毎年12月31日</p>	財務の状況等を把握するため
10	卸売業者の取引について	受託契約約款の届出	卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、委託物品の引渡し、受領その他規則で定める事項を記載した受託契約約款を定め、市長に届け出なければならない。	円滑な決済を維持するため
		取引実績の報告	卸売業者は、前月中に卸売をした物品について産地別の数量及び卸売金額を市長に報告しなければならない	取引の実態を把握するため
11	食肉部の特例	格付を受けた枝肉の卸売	卸売業者は、牛及び豚の枝肉については、市長の指定する格付機関の格付を受けたものでなければ卸売をしてはならない。	市場の適切な業務・管理の運営のため